一宮町特産品開発支援事業

**○趣　旨**

2020年東京オリンピック競技大会の開催に伴い、一宮町産業の活性化と発展に資することを目的として、一宮町独自の特産品の開発や販路開拓に要する経費について助成します。

**○補助対象者**

町内で事業を１年以上継続していて、町内に主たる事務所又は住所を有する法人、任意団体、個人事業主が対象です。

※町税の滞納がある方は対象となりません。

**○補助対象事業**

①　町の特産品となる土産品

②　地域の食材を使用した調理品等

　　　を新たに開発、又は既存の商品の改良を行い販売する事業が対象です。

**○補助金の額**

補助対象経費（裏面参照）の１０分の８（1,000円未満切捨て）

上限　２００，０００円

※町以外の者から補助金を受けた場合は、その補助金額を補助対象経費から控除します。

**○申請書の提出、締め切り**

提出場所　一宮町産業観光課農業振興係

　　　　　TEL　0475-42-1428　　FAX　0475-40-1075

締め切り　平成３０年７月３１日（火）

**○その他**

①事業が完了したときは、完了日から２０日以内又は３月１５日までに実績報告書を提出してください。

②本事業は平成３２年度で終了となります。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費 | |
| 区　分 | 内　容 |
| 謝金 | 講師又は外部専門家に対する謝金 |
| 旅費 | 講師又は外部専門家に対する旅費 |
| 需用費 | 特産品開発等に必要と認められる消耗品費及び印刷製本費 |
| 役務費 | 特産品開発等に必要と認められる通信運搬費及び広告宣伝費 |
| 集計・分析費 | 特産品開発等に必要と認められる集計及び分析をするための経費 |
| 調査・分析費 | 特産品開発等に必要と認められる調査及び分析をするための経費 |
| 原材料費 | 特産品開発等の試作に使用する原材料に必要と認められる経費 |
| 外注加工費 | 特産品開発等の原材料等の外注加工に必要と認められる経費 |
| 委託費 | 補助対象事業を実施するために必要と認められる経費であって、その一部を外部に委託する経費 |
| 賃借料 | 特産品開発等に必要と認められる設備、機械器具及び什器備品の賃借料 |

備考

１　消費税相当額を除く。

２　補助対象者の役職員等に係る人件費を除く。